

|      |     |          |      |      |      |     |
|------|-----|----------|------|------|------|-----|
| 決 裁  |     | 令和 年 月 日 |      |      |      |     |
| 常務理事 | 事務長 | 業務部長     | 業務課長 | 業務係長 | 業務主任 | 担当者 |
|      |     |          |      |      |      |     |

## 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

※ 届書の注意事項を必ずお読みください。

|                            |  |  |                      |        |
|----------------------------|--|--|----------------------|--------|
| ① 被保険者証の<br>記号・番号          | (記 号)<br>1 2 3   | (番 号)<br>4 5 6                         | ② 資格喪失時の際<br>の標準報酬月額 | 360 千円 |
| ③ 資格喪失の年月日 (退職日の翌日)        |  | 令和 8 年 4 月 1 日                         |                      |        |
| ④ 資格喪失の際<br>使用されていた<br>事業所 | 事業所名   | 東部ゴム工業株式会社                             |                      |        |
|                            | 所在地  | 東京都港区元赤坂5丁目1番地1号<br>TEL 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 |                      |        |
| ⑤ 資格喪失の際の組合名称              |  | 東部ゴム健康保険組合                             |                      |        |
| ⑥ 備 考                      | 住所は住民票またはマイナンバーカードに記載のとおり<br>ご記入ください。<br>※令和5年度の省令改正により必要となりました。 |  |                      |        |

上記のとおり申請します。

令和 8 年 4 月 1 日

受付日付印

申請者

住 所 東京都港区元赤坂1丁目5番地26号

フリガナ トウブ タロウ  
氏 名 東 部 太 郎 (印)

T E L 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

携帯TEL 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇



## 被扶養者の認定について

任意継続被保険者の方に被扶養者がいる場合は、被扶養者(異動)届に必要な添付書類を添えて申請してください。必要な添付書類は次のとおりです。

- 配偶者……収入のない場合は非課税証明書、給与収入のある場合は非課税証明書、給与支払証明書(過去12ヶ月分)、給与以外の収入がある方は収入額の確認できるもの(確定申告書の写し、年金支給通知書など)
- 父、母、義父、義母……直近の年金振込通知書の写し、非課税証明書、続柄の省略されていない世帯全員の住民票(マイナンバー記載のないもの)の3つ
- 16歳以上の子(学生)……学生証の写し(高校生は被扶養者(異動)届の職業欄に学校名・学年を記載すれば証明書は省略できます。)
- 16歳以上の子(学生以外)……収入のない場合は非課税証明書、給与収入のある場合は給与支払証明書(過去12ヶ月分)、給与以外の収入がある方は収入額の確認できるもの(確定申告書の写しなど)
- その他の扶養家族は当組合までお尋ねください。

なお、次に該当する場合は上記証明書の他に下記の証明書も必要です。

- 被扶養者が被保険者と別居している場合……生計維持額が確認できる証明書(直近6ヶ月分の送金証明書など)
- 配偶者がいるが、収入があるため被扶養者となっていない場合……配偶者の収入額の確認できる証明書、世帯全員の住民票
- 学生以外の被扶養者……被保険者および被扶養者の現況書

**被扶養者は毎年1回再認定を行います。その際にも上記のような証明書を提出していただくことになります。**

## 保険給付について

任意継続被保険者の方も一般の被保険者と同様の保険給付が受けられますが、出産手当金と傷病手当金については給付が受けられません。ただし、継続給付としての要件(在職時に出産手当金または傷病手当金を受給していたか、あるいは受けられる状況にあった方で在職中の資格期間が1年以上あった方)を満たしている方は法定給付の範囲で資格喪失後の給付として受けられます。なお、傷病手当金を受給される場合に障害年金または老齢年金が受けられる場合は傷病手当金の日額から年金の日額が減額されます。

## 健康診断について

各種健診(一般健診・生活習慣病健診・人間ドック等)については、在職中と同じように受けることができます。

|           |                          |     |     |              |
|-----------|--------------------------|-----|-----|--------------|
| 《お問い合わせ先》 | 保険料・被扶養者・保険給付等に関することについて | 業務部 | TEL | 03-6447-2513 |
|           | 健康診断・保養所等について            | 総務部 | TEL | 03-6447-2512 |